



## 納める人

贈与により財産を取得した人



## 納める額

### 1 相続時精算課税制度に該当しない場合又は選択しない場合

$$\text{税額} = \left[ \text{贈与財産の価額} - \text{配偶者控除額} - \text{基礎控除額} \right] \times \text{税率}$$

(注1) 基礎控除額…110万円

(注2) 配偶者控除額…婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与について一定の要件を満たせば最高2,000万円(申告が必要)

(注3) 税率(贈与税の速算表)

#### ◎ 右以外の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	-
300万円 以下	15%	10万円
400万円 以下	20%	25万円
600万円 以下	30%	65万円
1,000万円 以下	40%	125万円
1,500万円 以下	45%	175万円
3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超	55%	400万円

#### ◎ 1月1日現在で18歳以上で直系尊属から贈与を受けた方

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	-
400万円 以下	15%	10万円
600万円 以下	20%	30万円
1,000万円 以下	30%	90万円
1,500万円 以下	40%	190万円
3,000万円 以下	45%	265万円
4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超	55%	640万円

#### ○この速算表の使用方法

$$\text{税額} = \text{基礎控除後の課税価格} \times \text{税率} - \text{控除額}$$

### 2 相続時精算課税制度を選択する場合

60歳以上の直系尊属から1月1日現在で18歳以上の子又は孫が財産の贈与を受けた場合には、その贈与者ごとに相続時精算課税制度を選択することができます。

$$\text{税額} = \left[ \text{贈与財産の価額} - \text{特別控除額} \right] \times \text{税率(20\%)}$$

(注1) 特別控除額 2,500万円

前年までに特別控除を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額が特別控除額となります。

(注2) 贈与者が亡くなった時に、相続財産(遺産総額)の価額と相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額を合計して相続税の課税対象となる課税総資産総額を計算します。

その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は申告することにより還付されます。

(注3) 相続時精算課税を選択しようとする場合には、贈与税の期限内に申告「相続時精算課税選択届出書」及び戸籍謄本など一定の書類を添付して提出しなければなりません。



## 申告と納税

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、住所地を管轄する税務署に申告し、納税します。